

職場における受動喫煙防止対策に関する検討会開催要綱

1 目的

職場における受動喫煙防止対策については、平成4年以降、快適職場形成の一環として分煙対策等を進めてきたところであるが、職場における喫煙対策に対する労働者の意識が高まりつつあり、また、WHOたばこ規制枠組条約へのわが国の署名・条約の発効などの環境変化を踏まえ、労働者の健康障害の防止のための措置としての受動喫煙の防止対策のあり方について、所要の検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 労働安全衛生法に基づく労働者の受動喫煙防止対策の基本的な考え方について
- (2) 職場における労働者の受動喫煙防止措置の具体的なあり方について
 - 職場において喫煙を制限する空間的な範囲について
 - 喫煙制限についての労働者・関係者への周知方法について
 - 顧客が喫煙する職場において労働安全衛生法令により労働者の受動喫煙を防止する対策のあり方等について
- (3) その他
 - 地域保健における受動喫煙防止対策との連携について
 - 受動喫煙防止対策に関する支援について

3 検討会委員

別紙参照

4 その他

- (1) 本検討会に座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は必要に応じ、別紙の委員以外の者に出席を依頼することができる。
- (3) 本検討会は、原則として公開とすることとし、検討に当たり、特定の個人のプライバシー、企業のノウハウ等に係る事案を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (4) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。